



昆虫会計 Network

〒020-0824 盛岡市東安庭1丁目2番18号
公認会計士・税理士 昆 司 事務所
TEL 019-653-3030 FAX 019-653-3031
E-mail kon-kkj@ictnet.ne.jp
HP <http://www.k-ac.co.jp>

特集 平成25年度の主な税制改正

・・・法人税関係・・・

I. 中小企業の交際費は、800万円まで全額損金となります

中小法人に係る交際費等の損金算入の特例について、定額控除限度額を現行の600万円から800万円に引き上げるとともに、定額控除限度額までの10%の損金不算入措置が廃止されます（平成26年3月31日までの間に開始する事業年度のみ適用とされていますが、おそらく延長されると思われます）。

II. 国内設備投資を促進するための税制措置の創設

青色申告法人が、国内の事業の用に供する生産等設備を取得等した場合に、その事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次の①及び②の金額を超える場合、その生産等設備を構成する資産のうち、機械装置の取得価額の30%の特別償却と、その取得価額の3%の税額控除との選択適用ができます。

- ① 法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額
- ② 前事業年度に取得等をした生産等設備の取得価額の合計額の110%相当額

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度を除く）で適用され、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%が限度となります。

III. 5%以上の給与増で増加額の10%を税額控除

青色申告法人が雇用者に支給した給与等について、次の①及び②の要件を満たし、かつ、支給した給与等が基準年度に支給した給与等の金額よりも5%以上増額（算式）した場合には、当該増加額の10%の税額控除ができます。

- ① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らない。
- ② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らない。

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{基準雇用者給与等支給額}}{\text{基準雇用者給与等支給額}} \geq 5\%$$

- * 雇用者給与等支給額 → 各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額
- * 基準雇用者給与等支給額 → 平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度で国内雇用者に支給した給与等

この規定は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度で適用され、控除税額は、当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）が限度となり、雇用促進税制との選択適用となります。

IV. 雇用促進税制の税額控除額を一人当たり40万円に引き上げ

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、税額控除限度額を現行の増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げるとともに、適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲についても見直されます。

V. 中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進

青色申告の中小企業等で、認定経営革新等支援機関等による経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして、卸売業、小売業、サービス業（一定の事業を除く。）及び農林水産業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができます。

（器具備品） 一台又は一基の取得価額が30万円以上 （建物附属設備） 一の取得価額が60万円以上

この規定は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの適用となり、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができます。なお、税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限られます。

・・・消費税関係・・・

☆平成25年度の税制改正では消費税に関しては大きな改正がありませんでした。そこで、今回は昨年6月の事務所ニュースを発行したあとの8月に成立した消費税の改正を紹介します（平成24年度改正にあたります）。

平成24年度の消費税改正

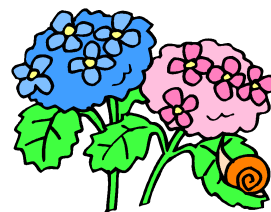
I. はじめに

平成24年3月30日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」が第180回の通常国会に提出されました。その後、与野党の修正協議の結果、法律案の題名のうち「消費税法等」が「消費税法」に改められたほか、法律案に盛り込まれていた所得税法、相続税法の一部改正案等が削除され、4月26日に衆議院で成立しました。その後、参議院に送られ平成24年8月10日に成立し、8月22日に公布されました。

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めたものであります。

II. 主な改正内容

1. 消費税収入の用途が明確化されました。
2. 消費税率を引き上げることとされました。
3. 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
4. 任意の中間申告制度が創設されました。
5. 税率引き上げに伴う経過措置が設けられました。



概要

1. について

消費税の収入については、地方交付税法の定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てることとされました。

2. について

消費税率及び地方消費税率について、2段階で引き上げることとされました。平成26年4月1日からは合計で8%、平成27年10月1日からは合計で10%となります。

※経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げ停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※引き上げ後の税率は、経過措置（上記⑤）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

3. について

事例が少ないと思われるので割愛させていただきます。

4. について

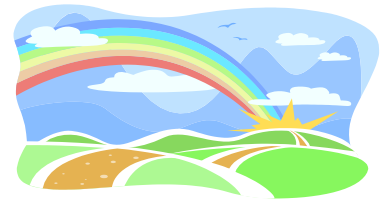
直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下であることにより中間申告義務のない事業者が、中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、中間申告書を提出できる制度が設けられました。この改正は平成26年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

5. について

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等や課税仕入れ等について適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等や課税仕入れ等については、改正前の税率が適用されることとなります。ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率（5%）を適用することとなるなどの経過措置が講じられます。主な経過措置として9項目あげられます。①旅客運賃等 ②電気料金等 ③請負工事等 ④資産の貸付け ⑤指定役務の提供 ⑥予約販売に係る書籍等 ⑦特定新聞等 ⑧通信販売 ⑨有料老人ホームです。これらの取引が行われた場合、8%への税率引き上げ後においても改正前の税率（5%）が適用される場合があります。

・・・資産課税・・・

相続税



I. 基礎控除額の引下げ（現行の60%）

〈現行〉 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)
〈改正後〉 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

II. 税率構造の見直し

取得金額2億円超の部分が変わります

法定相続分に必ず取得価額	現行		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
2億円超 3億円以下	40%	1,700万円	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

III. 未成年者控除の見直し

20歳までの1年につき6万円 ⇒ 10万円

IV. 障害者控除の見直し

85歳までの1年につき6万円（特別障害者12万円）⇒ 10万円（特別障害者20万円）

V. 小規模宅地等の減額特例

特定居住用宅地等の適用面積の拡充 適用限度面積 240㎡ ⇒ 330㎡

※ I～Vは平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

贈与税

I. 税率構造の見直し

基礎控除後の課税価格が1,000万円超の部分が変わります

基礎控除後の課税価格	現行		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円超 1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下			50%	250万円
3,000万円超			55%	400万円

II. 直系尊属から20歳以上の者への贈与に係る税率の軽減

III. 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

- ① 受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行は推定相続人のみ）を追加
- ② 贈与者の年齢要件を60歳以上（現行65歳以上）に引き下げ

※ I～IIIは平成27年1月1日以後に取得する財産に係る贈与税について適用

IV. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設

受贈者（30歳未満の者に限る）の教育資金に充てるために直系尊属が金銭を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等のうち受贈者1人につき1,500万円までは、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととされました。ただし、学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円が限度とされています。

【この制度の対象となる教育資金の範囲（文部科学大臣が定めるもの）】

- ① 学校等に支払われる金銭
- ② 学校等以外に対して支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

なお、受贈者が30歳に達した場合、金融機関は必要事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、非課税拠出額から教育資金支出金を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

事業承継税制

事業承継税制の見直しが行われました。ここでは紙面の都合上項目だけを紹介します。

（1）適用要件の緩和（2）負担の軽減（3）手続きの簡素化 ※これらの見直しは、所要の経過措置を講じた上、平成27年1月1日以後に係る相続税又は贈与税について適用されます。

・・・所得税、及び印紙税の改正・・・

I. 住宅ローン減税の拡充

適用期限を4年（下記以外では5年というものもあります）延長し、最大控除額がそれぞれ拡充されました。今後の住宅ローン控除の関係は次のように整理されます。

居住年	対象（区分）	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年 1月～3月	一般住宅	2,000万円	1%	20万円	200万円
	認定住宅	3,000万円	1%	30万円	300万円
	東日本大震災の被災者	3,000万円	1.2%	36万円	360万円
平成26年 4月～平成 29年12月	一般住宅	4,000万円	1%	40万円	400万円
	認定住宅	5,000万円	1%	50万円	500万円
	東日本大震災の被災者	5,000万円	1.2%	60万円	600万円

（注）平成26年4月から平成29年12月までの上記の金額は、一般住宅、又は認定住宅の対価の額に含まれる消費税の税率が8%、又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は現行制度（2,000万円又は、3,000万円）となります。

II. 日本版ISA（アイサ）の創設と見直し

平成26年1月より日本版ISAが導入されることとなりました。

概要

金融商品取引業者等を通じて届け出た、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等や譲渡所得等を非課税とする制度で、最大500万円（年100万円の投資枠×5年間）投資することができます。

注意点として、株式等の売却はいつでも自由にできますが、売却部分の空き枠へ再投資できないことと、非課税口座を重複して開設できないなどの特徴があります。

III. 印紙税の軽減措置

(1) 領収書等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

平成26年4月1日以後に作成される「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」については、記載された金額が5万円未満（現行3万円）のものについて非課税となります。

・・・消費税率引き上げの影響を考慮した改正です。

(2) 平成26年4月1日以後に作成される下記の文書に係る税率を次のとおりに引き下げることとなりました。

契約金額		現行	改正後
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超 1,000万円以下		1万円	5,000円
1,000万円超 5,000万円以下		1万5千円	1万円
5,000万円超 1億円以下		4万5千円	3万円
以下、割愛します。			